

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金法による国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法による国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金事業は、国民年金法に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うもの。本事業は政府が管掌し、厚生労働大臣の権限が委任された日本年金機構が事務を行っているが、川崎市では、第1号被保険者等の資格や保険料免除に関する事務等、次に掲げる事務について国民年金法施行令の定めるところにより行っている。 川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）法別表46の項の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。 1 第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という。）の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更等に関する届出、任意加入の申出、基礎年金番号通知書再交付申請等の受理 2 付加保険料に関する事務 付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理 3 法定免除に関する事務 生活扶助の受給開始・廃止による法定免除の該当、消滅の届出の受理 4 保険料免除、納付猶予、学生納付特例（以下「保険料免除等」という。）に関する事務 保険料免除等の申請の受理 5 裁定請求等受給権者に関する事務 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金等の裁定請求及び額改定請求、その他受給権者に関する届出等（以下「裁定請求等」という。）の受理 6 日本年金機構への報告事務 受理した各種届出、申請、裁定請求等を日本年金機構へ送付（進達）する。 7 被保険者及び受給者情報に関する事務 日本年金機構から提供される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・登録する。
③システムの名称	国民年金事務システム、システム連携基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び法別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2639 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2639
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1項番31の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。	川崎市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)法別表46の規定により、次の事務において個人番号を用いることになる。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	番号法第9条第1項及び法別表46の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IIしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策(1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策(8「監査」実施の有無)	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 ・国民年金事務システム端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称)	国民年金事務システム	国民年金事務システム、システム連携基盤	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点での集計か	令和6年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目1. 取扱者数いつの時点での計数か	令和6年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点での集計か	令和7年6月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	IIしきい値判断項目1. 取扱者数いつの時点での計数か	令和7年6月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない